

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

変動所得・臨時所得の平均課税

作家や漫画家、音楽家といった方々は、印税・原稿料あるいは作曲料などにより収入を得ていますが、本・漫画の売れ行き、曲の売れ具合などにより、ある年に大きな収入を得られる場合もあれば、ある年には少ない収入しか得られない場合もあります。また不動産オーナーが一時に巨額の権利金を受け取ったり、プロ野球選手が一時に巨額の契約金を受け取ったりする場合があります。

このような場合に、普通に所得税の計算をすると、我が国では所得金額が大きくなればなるほど税率が高くなる超過累進税率を採用しているため、たまたま収入の多い年や臨時の収入があった年には、たくさんの所得税を払わなければならなくなってしまいます。

そのような方々のための救済策として用意されているのが、「変動所得・臨時所得の平均課税」の制度です。この制度は、「変動所得」や「臨時所得」に対して特別な計算を行って平均税率を算出し、その平均税率を「変動所得」や「臨時所得」に掛け合わせて所得税を計算することで、上記のような超過累進税率の影響を緩和する制度です。

「変動所得」とは事業所得や雑所得のうち、漁獲やのりの採取による所得、はまちやまだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得、印税や原稿料、作曲料などによる所得をいいます。

「臨時所得」とは事業所得や不動産所得、雑所得のうち、土地や家屋などの不動産、借地権や耕作権などの不動産の上に存する権利などを3年以上の期間他人に使用させることにより、一時に受ける権利金や頭金などで、その金額が契約による使用料の2年以上であるものの所得や、職業野球の選手などが、3年以上の期間特定の者と専属契約を結ぶことにより、一時に受ける契約金で、その金額がその契約による報酬の2年以上であるものの所得などをいいます。

以上のような所得があり、一定の要件を満たす場合、「平均課税」制度を使用することが可能となり、場合によっては大きな節税につながることもあります。ぜひ公認会計士や税理士などの専門家にご相談ください。